

(5) 商品保証引当金

商品を販売する際に、当該商品が壊れた場合に一定期間に限って無料で修理をするという契約をすることがある。その際には、将来の修理費用を見積り、商品保証引当金を認識する。

・今期の商品販売につき、修理が必要となった場合の負担契約を締結したので、商品保証引当金 2,000 円を設定する。

・翌年度、上記商品について修理が発生し、修理費用 3,000 円を現金で支払った。

(152 回 1 問改)X 年 3 月 31 日、決算にあたり、前年度に販売した商品に付した品質保証期限が経過したため、①この保証のために設定した引当金の残高¥36,000 を取り崩す。②当期に 品質保証付きで販売した商品の保証費用を当期の売上高 ¥18,500,000 の 1%と見積もり引当金を設定する。

【解答】

(5) 商品保証引当金

・今期の商品販売につき、修理が必要となった場合の負担契約を締結したので、商品保証引当金 2,000 円を設定する。

商品保証引当金繰入 2,000 / 商品保証引当金 2,000

・翌年度、上記商品について修理が発生し、修理費用 3,000 円を現金で支払った。

商品保証引当金 2,000 / 現金 3,000

商品保証費 1,000

(152 回 1 問改) X 年 3 月 31 日、決算にあたり、前年度に販売した商品に付した品質保証期限が経過したため、①この保証のために設定した引当金の残高 ¥36,000 を取り崩す。②当期に品質保証付きで販売した商品の保証費用を当期の売上高 ¥18,500,000 の 1% と見積もり引当金を設定する。

商品保証引当金 36,000 / 商品保証引当金戻入 36,000

商品保証引当金繰入 185,000 商品保証引当金 185,000